

第2次新かすがいっ子未来プラン（中間案）
に対する市民意見公募の結果について【案】

令和元年11月15日（金）から同年12月15日（日）まで実施された第2次新かすがいっ子未来プラン（中間案）に対する市民意見公募手続（パブリックコメント）において、市民から提出された意見及びこれに対する当市の考え方を公表します。

意見提出者及び意見の数

- ・意見提出者 8名
- ・意見数 14件

提出された意見及びこれに対する市の考え方

別紙のとおり

その他

パブリックコメントの結果は、市ホームページでもご覧いただけます。

ホームページアドレス <http://www.city.kasugai.lg.jp>

問い合わせ先 春日井市青少年子ども部子ども政策課
〒486-8686 春日井市鳥居松町5丁目44番地
電話：0568-85-6206 FAX：0568-85-3786
E-mail:kodomo@city.kasugai.lg.jp

第2次新かすがっ子未来プラン（中間案）に対する市民意見公募の結果について【案】

No.	ページ	章	項目	カテゴリ・事業名等	意見の要旨	件数	市の考え方
1	43	第3章	学び・体験する機会の提供	放課後の活動支援	全ての小学校で部活動ができるようにしてほしい。 学校の授業だけでは学べない事を学べる良い機会だと思う。	1	教員の職務の増加や新たな指導内容の増加により、部活動の指導時間を確保することが難しくなっています。また、指導できる顧問がいない、他の教育活動との兼ね合いが難しいなどの理由で、部活動を行っている学校が少ないのが現状です。 そのため、地域・保護者等が「育成会」「スポーツ少年団」を組織し、鼓笛部、パトン部、サッカー部などのクラブ活動を運営している地域が増えていきます。 こうした現状を踏まえ、すべての小学校での部活動の実施は困難と考えていますが、今後も、「持続的に子どもたちが活動できる場」のあり方について、研究していきたいと考えています。
2	45	第3章	放課後児童の居場所の確保	放課後児童健全育成事業の実施	43ページ「12 放課後児童の居場所の確保」の(3)主な取組みと内容「放課後児童健全育成事業の実施」に「放課後児童支援員を対象とした研修を毎年開催する等、質の向上を図ります。」との記載があるが、放課後児童クラブにおける支援の質の向上について具体的に定義し、必要な取組みを明示してほしい。	1	放課後児童健全育成事業の目的等を踏まえ、記載を修正します。 「放課後児童クラブでは、子どもの状況や発達段階を踏まえた育成支援が必要であることから、放課後児童支援員等を対象とした研修を毎年開催します。」
3	45	第3章	放課後児童の居場所の確保	放課後児童健全育成事業の実施	民間学童の質の担保を強く希望します。	1	市では、利用児童の身体的、精神的、及び社会的な発達のために必要な水準を確保するため、放課後児童健全育成事業に係る設備及び運営に関する基準を定める条例を定めており、公設、民間を問わず条例に従うことが義務付けられています。また、市では、公設、民間ともに放課後児童クラブについても定期的に施設を訪問し、必要に応じて指導監督を実施しており、一定の保育の質は確保されていると考えております。今後も、施設の管理運営状況や育成支援について継続して指導監督し、質の維持、向上に努めます。
4	45	第3章	放課後児童の居場所の確保	放課後児童健全育成事業の実施	空きのある学童を有効活用するため、近隣の公設学童に行く交通手段を作る、又は交通手段に補助をしてほしい。	1	市内には、34か所の公設の児童クラブと12か所の民間児童クラブがあり、放課後児童健全育成事業の需要には、公設と民間の双方によって対応していることから、校区によっては、公設だけでなく、学校へのお迎えを行う民間の放課後児童クラブの参入を進めるなど、タクシーやバス等を使用せずとも事業を利用できる居場所の確保に努めてきました。 今後も、公共交通機関の使用がなくても利用できる放課後児童クラブの設置に努めていきます。
5	45	第3章	放課後児童の居場所の確保	放課後児童健全育成事業の実施	子どもの家には、特別に支援が必要な子どももおり、定員いっぱいの子どもを受け入れることは危険なので、子どもの家を増やし、余裕をもって成長をサポートできるようにしてください。	1	市では、利用児童の身体的、精神的、及び社会的な発達のために必要な水準を確保するため、放課後児童健全育成事業に係る設備及び運営に関する基準を定める条例を定めており、定員についても、公設、民間を問わず、この条例の範囲内で設定しています。また、特別に支援が必要な子どもがいる場合には、必要に応じて放課後児童支援員を増員しています。今後も、条例に従い運営することで適切なサポートを実施していきます。
6	45	第3章	放課後児童の居場所の確保	児童館等の整備	市内各中学校区に1つ程度に児童館を拡充してほしい。 学童施策だけでなく、「放課後の子どもの居場所機能」の役目を複数の施設、施策にて分散できると考えます。	1	放課後の児童の居場所については、放課後児童クラブや放課後なかよし教室の他、児童館や図書館などがあり、その他の公共施設についても、利用状況により子どもの居場所となる可能性があるものと考えます。 そのため、本計画では、45ページ「12 放課後児童の居場所の確保」の(2)基本的方向として、「児童館、図書館に加えて、他の公共施設を放課後の安全で安心な居場所として提供していくことを検討する」こととしており、ご意見につきましては、その具体的な提案として今後の施策の参考とさせていただきます。
7	45	第3章	放課後児童の居場所の確保	児童館等の整備	当市には既に各エリアに「ふれあいセンター」があり、工夫と仕組み次第では、「学齢期の子どもの豊かな育ちを支える機能」へと有意義に活用できるのではないかと考えます。	1	

第2次新かすがっ子未来プラン（中間案）に対する市民意見公募の結果について【案】

No.	ページ	章	項目	カテゴリ・事業名等	意見の要旨	件数	市の考え方
8	45	第3章	放課後児童の居場所の確保	放課後子供教室の実施	臨時子どもの家の増設やサマー・スクールかすがいの開所時間の延長を検討してほしい。	1	本市では、放課後の児童の居場所として、「放課後なかよし教室」と「子どもの家」や「民間児童クラブ」があり、保護者の就労時間等の違いにより、それぞれの事業を利用いただいています。 また、放課後なかよし教室や子どもの家等の利用児童の保護者の就労状況や利用時間帯などの動向を踏まえ、利用時間では放課後なかよし教室で対応可能なものの、夏休みの居場所を確保するために子どもの家を利用する方が多いことに注目して、平成28年度から「夏季臨時子どもの家」を開設し、令和元年度からは、居場所のニーズが高い地域を対象として、新たに「サマー・スクールかすがい」を実施し、大幅に拡充しています。一方、冬休みや春休みについては、期間が比較的短いことから夏休みほどのニーズがないため、子どもの家の空きを利用した受入れにより居場所を確保しています。 こうした点を踏まえ、当面は、現在実施している事業を効果的に実施してまいります。ご意見につきましては、今後、子どもたちの放課後の居場所を確保する上での施策の参考とさせていただきます。
9	45	第3章	放課後児童の居場所の確保	放課後子供教室の実施	学童のニーズを分散させるため、放課後なかよし教室の預かり時間を延長し、サマー・スクールかすがいのエリアや実施時期（冬休み、春休みなど）を拡充してほしい。	2	
10	59～61	第4章	放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）	小学校区別の需要量の見込みと確保策	公設学童は市によって一定基準以上を満たしているか管理・監査されているが、民間学童は市の介入も少なく、経営者の理念が様々で均一的な保育をしているとは言えないため、公設の学童を整備してほしい。	1	市では、利用児童の身体的、精神的、及び社会的な発達のために必要な水準を確保するため、放課後児童健全育成事業に係る設備及び運営に関する基準を定める条例を定めており、公設、民間を問わず条例に従うことが義務付けられています。また、市では、公設、民間ともに放課後児童クラブについても定期的に施設を訪問し、必要に応じて指導監督を実施しており、一定の保育の質は確保されていると考えております。こうしたことから、今後も、放課後児童クラブが必要な地域には、公設の子どもの家だけでなく、参入を希望する民間事業者を積極的に支援していくことで、必要な量の確保に努めていきます。
11	59～61	第4章	放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）	小学校区別の需要量の見込みと確保策	放課後児童クラブを必要としている学区には、公設である子どもの家を整備してほしい。	4	
12	59～61	第4章	放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）	小学校区別の需要量の見込みと確保策	放課後児童クラブの需要量について、実態をよく調査して待機児童を解消してほしい。	3	各小学校区における放課後児童健全育成事業の需要量については、年間を通して一番需要が高いと見込まれる4月1日現在の公設及び民間の放課後児童クラブの登録児童数に待機児童数を加えた数に基づき推計しており、適切に推計しているものと考えています。
13	59～61	第4章	放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）	小学校区別の需要量の見込みと確保策	民間児童クラブは経済的や他事情により選択できない家庭があるため、受け入れ可能数は公設の定員数のみで算出すべきではないか。	1	受け入れ可能数については、市には、公設と民間の放課後児童クラブがあり、それぞれに一定の需要があることから、公設と民間の合計で算出しております。なお、公設の放課後児童クラブが利用できない場合に民間の放課後児童クラブの利用を案内していますが、近隣に民間の児童クラブがあっても利用されない方が一定数おり、その理由として利用料金の差があるものと考えております。そのため、計画の重点的に取り組む事項として、「民間児童クラブの利用者への支援を拡充すること」を記載します。
14	59～61	第4章	放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）	小学校区別の需要量の見込みと確保策	西部子どもの家について、保育園と同規模で整備してほしい。また、公設の子どもの家で、1年生から6年生まで一貫して通えるようにしてほしい。	1	放課後児童健全育成事業は、主に授業終了後（放課後）に事業が行われることから、事業時間帯が保育園とは異なります。本市では、児童が放課後を過ごす場として、放課後児童クラブのほか、放課後なかよし教室や児童館等多様な居場所があることから、市では、放課後児童クラブのニーズは保育園と同じとはとらえておらず、それぞれの事業の特徴を踏まえ、子どもたちの状況に合わせた居場所の確保に努めていきます。 なお、それぞれの事業を効果的に実施していく観点から、利用できる事業や施設がご希望に添えず、学年によって異なる場合があることについてご理解ください。